

るとともに都道府県知事に提出すること。

- ② 特定都道府県においては、都道府県保育計画を定め、これを公表するとともに厚生労働大臣に提出すること。

なお、保育計画を策定した市区町村・都道府県においては、児童福祉法に基づき、毎年少なくとも1回は当該計画に定められた事業の実施状況を公表されたい。

また、特定都道府県においては、既定の都道府県保育計画の内容の検討を行い更なる推進を図るとともに、特定市区町村に対し必要な助言を行うなど、策定に当たっての援助に努められたい。

(3) 保育所運営費について

- ① 兄弟姉妹のいる家庭の保育料軽減について

保育所運営費国庫負担金における国と市町村の精算基準である「保育所徴収金基準額」においては、現在、同一世帯から2人以上同時に保育所、幼稚園等を利用している場合において、2人目は1/2、3人目以降は1/10に保育料を軽減しているところである。

平成21年度予算案において兄弟姉妹のいる家庭のさらなる保育料軽減措置として、同一世帯から2人以上同時に保育所、幼稚園等を利用している場合においては、3人目以降について無料とすることとしているので、管内市町村において適切に取扱われるよう周知方お願いしたい。

- ② 保育単価表定員区分の改正について

保育所における保育の実施については原則定員の範囲内で行うこととしているが、都市部を中心として年度途中における入所や、待機児童解消への取り組みとして定員を超えて受け入れることが認められているところである。

この場合、定員を超えて受け入れた児童が一定数を超える場合には、積極的に定員の見直しに取り組んでいただく必要があるが、現行の30人刻みでの定員区分では1つの定員区分間の単価変動が大きく、定員変更を行いにくい状況となっていることから、定員の見直しに積極的に取り組めるよう、平成21年度から定員区分を10人刻みに細分化することとしている。

なお、定員区分細分化に伴い、平成10年2月13日児保第3号「保育所への入所の円滑化について」通知についても別冊（交付要綱、実施要綱等）資料28のとおり改正を行う予定であるので、保育の実施が適切に行われるようご配慮願いたい。